

三田市障害者等地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(三田市の責務)

第2条 三田市は、この事業の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 地域生活支援事業に属する事業に関する事項を障害福祉計画に位置付ける。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代読、音声訳、要約を行う等障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、何らかの障害により支援を要する者及びその家族で以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者等及びその保護者の居住地が三田市内である場合。ただし、障害者等及びその保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者等及びその保護者の現在地が三田市内である場合。
- (2) 前号の規定にかかわらず、法第5条第1項、第6項及び第12項に規定する施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は厚生労働大臣が定める「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」）に規定する福祉ホーム又は盲人ホーム、病院又は診療所（以下「入所施設等」という。）に入所又は入院している障害者等については、その者が入所前に有した居住地（継続して二以上の入所施設等に入所している場合においては、最初に入所した入所施設等への入所前に有した居住地）が三田市内である場合。ただし、入所施設等への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった場合は、入所前におけるその者の所在地が三田市内であった場合。

(事業の内容)

第4条 三田市は、厚生労働大臣が定める「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」）に基づき、以下に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用援助事業
- (3) コミュニケーション支援事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 移動支援事業
- (6) 地域活動支援センター機能強化事業
- (7) その他障害者等の地域での生活上必要な支援を行う事業

(禁止事項)

第5条 この事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信
条等によって差別的取り扱いをしてはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。